

【市営墓園の概要】

■ 納骨堂型合葬墓地

焼骨を直接合葬するほかに、最大 20 年間個別に納骨堂に収蔵した後に合葬することができる合葬墓地です。

															
南白土墓園	東田墓園	納骨堂（ロッカー型納骨壇）	納骨堂（合葬室）												
＜納骨堂型合葬墓地の整備数＞ <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>南白土墓園</th><th>東田墓園</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>納骨堂</td><td>1,500 体</td><td>500 体</td><td>2,000 体</td></tr> <tr> <td>合葬室</td><td>3,500 体</td><td>1,200 体</td><td>4,700 体</td></tr> </tbody> </table>				種別	南白土墓園	東田墓園	合計	納骨堂	1,500 体	500 体	2,000 体	合葬室	3,500 体	1,200 体	4,700 体
種別	南白土墓園	東田墓園	合計												
納骨堂	1,500 体	500 体	2,000 体												
合葬室	3,500 体	1,200 体	4,700 体												
➢ 納骨時以外は納骨堂型合葬墓地内部に立ち入ることはできません。 ➢ ロッカー型納骨壇において、収蔵するロッカーを指定することはできません。															

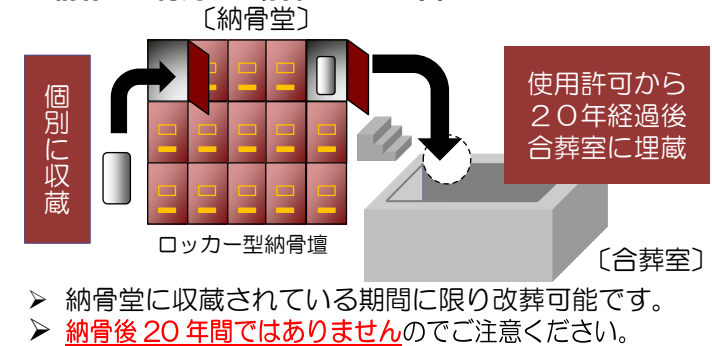
● 埋蔵方法① ＜納骨堂を利用する場合＞

使用許可後、20 年間合葬墓地内部の納骨堂に設置したロッカー型納骨壇に個別に収蔵したあと、地下の合葬室に他の方の焼骨と共に埋蔵します。

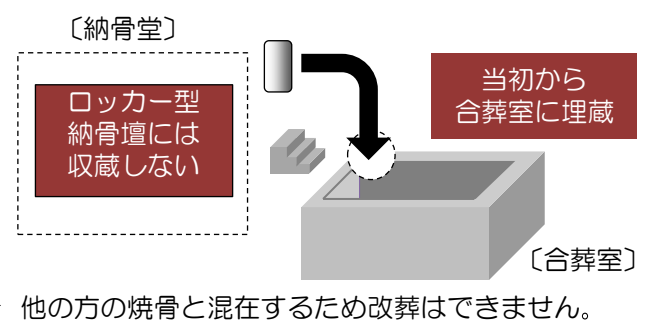
● 埋蔵方法② ＜納骨堂を利用しない場合＞

焼骨を納骨堂に収蔵することなく、当初から他の方の焼骨と共に地下の合葬室に埋蔵します。

＜納骨堂を利用する場合のイメージ図＞



＜納骨堂を利用しない場合のイメージ図＞



■ 樹木葬型合葬墓地

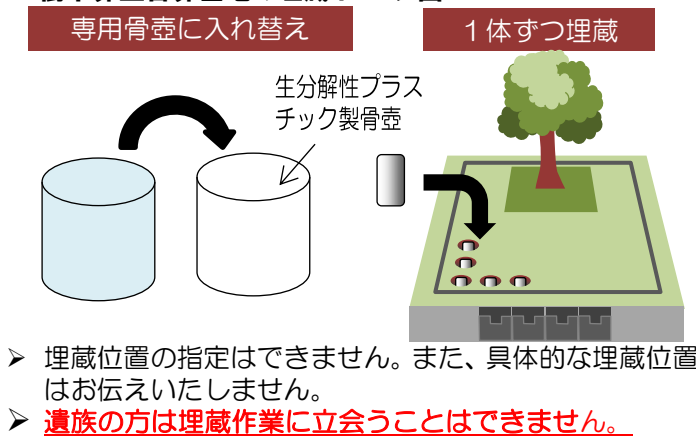
樹木を墓標とし、その樹木の周囲に焼骨を埋蔵する合葬墓地です。墓標とする樹木については、南白土墓園はヒガンザクラ、東田墓園はヤマザクラを選定しています。

			
南白土墓園	東田墓園		
＜樹木葬型合葬墓地の整備数＞			
種別	南白土墓園	東田墓園	合計
樹木葬型	2,500 体	800 体	3,300 体

● 埋蔵方法

納骨された焼骨は、土中で自然に分解される生分解性プラスチック素材の専用の骨壺に入れ替え、芝生の下を掘削し 1 体ずつ埋蔵します（入れ替え・埋蔵作業は市が行います）。

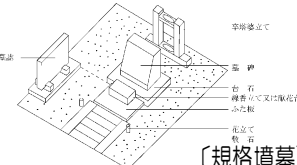
＜樹木葬型合葬墓地の埋蔵イメージ図＞



■ 区画墓地

区画墓地は、規格墳墓と自由墳墓があります。規格墳墓ではあらかじめ定まった規格（寸法）及び形態の墓石等を設置する必要がありますが、自由墳墓では設置物の高さ及び盛土の高さ以外の制限はありません。

	規格墳墓の大きさ（間口×奥行）	自由墳墓の大きさ（間口×奥行）
南白土墓園	2m×3m（約 1.8 坪）	3m×4m（約 3.6 坪）
東田墓園	2m×2m（約 1.2 坪） ※今回の募集は第 2 種規格墳墓のみです。	



【令和7年度市営墓園の使用者募集案内(概要版)】

■ 募集期間及び申込方法

- 募集期間：令和7年7月1日(火)から令和7年8月15日(金)まで
- 申込方法：申込票を本庁舎 1 階生活安全課又は各支所の窓口へ提出、簡易書留による郵送（募集期間末日の消印有効）電子申請フォーム「LoGo フォーム」（WEB 申込）により申込できます。
（窓口受付時間 ▶9 時 00 分から 12 時 00 分まで ▶13 時 00 分から 16 時 00 分まで）

WEB 申込はこちら



■ 申込者の資格要件について

令和7年7月1日現在で、以下に示した資格要件を満たす方のみ申し込みできます。

合葬墓地		
生前 予約	ア 市に引き続き 1 年以上住民登録を有するか、又は本籍を有する方	ア と イ 両方に該当
	イ 65 歳以上の方	
焼骨 所持	ア 市に引き続き 1 年以上住民登録を有するか、又は本籍を有する方	ア 又は イ のどちらかに該当
	イ 死亡時に市に 1 年以上住民登録を有していたか、又は本籍を有していた方の焼骨を所持する方	
➤ 合葬・区画墓地を重複して申し込むことはできません。 ➤ 合葬墓地については、2 名連名での申請も可能です。 ➤ 合葬墓地の申請は 1 体（連名は 2 体）につき、納骨堂型又は樹木葬型いずれかの合葬墓地とし、また、南白土墓園と東田墓園を重複して申請することはできません。		

区画墓地		
規格 墳墓	ア 市に引き続き 1 年以上住民登録を有するか、又は本籍を有する方	ア と イ 両方に該当
	イ 一度も埋蔵・収蔵されていない親族の焼骨を所持している方	
自由 墳墓	市に引き続き 1 年以上住民登録を有するか、又は本籍を有する方	（上記イの要件はありません）
➤ すでに区画墓地を使用している方は申し込みできません。但し、区画墓地を使用している方が墓地を返還して合葬墓地の申し込みする場合は、生活安全課までご相談ください。 ➤ 区画墓地について、住民登録がない方の（本籍のみ有する方）場合は、代理人の選定が必要です。		

■ 令和7年度募集数について

	合葬墓地		区画墓地	
	納骨堂型合葬墓地		樹木葬型合葬墓地	
	納骨堂を利用する場合	納骨堂を利用しない場合	規格墳墓	自由墳墓
南白土墓園	75 体	120 体	90 体	30 区画
東田墓園	25 体	40 体	30 体	5 区画

■ 使用料等について

	合葬墓地（1 体あたり）		
	納骨堂型合葬墓地		樹木葬型合葬墓地
	納骨堂を利用する場合	納骨堂を利用しない場合	
使用料	9 万円	4 万 5 千円	12 万円

➤ 合葬墓地の使用料は、南白土墓園及び東田墓園とにも同じ金額です。

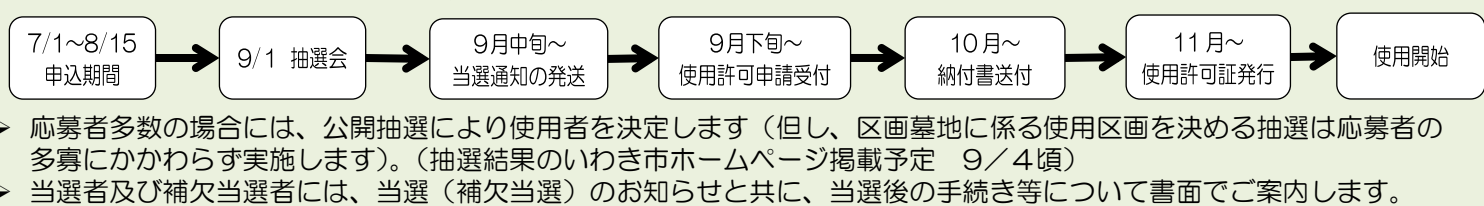
➤ 合葬墓地については、上記記載の使用料以外に、金銭的な負担は生じません。

	区画墓地（1 区画あたり）	
	規格墳墓	自由墳墓
	南白土墓園 使用料：23 万円 管理料：2,640 円／年	使用料：61 万円 管理料：5,280 円／年
東田墓園 使用料：19 万円 管理料：1,320 円／年		

➤ 区画墓地については、上記記載の使用料のほか、毎年管理料の納入が必要です。

➤ 使用料及び管理料は、焼骨・墳墓の返還があった場合でも払い戻しできません。

■ 使用開始までの流れ（予定）



■ 使用許可申請に必要な書類について（当選後に必要となる書類）

合葬墓地		区画墓地
生前予約	・ 申請者の住民票の写し（市に住民登録がない方のみ必要） ・ 戸籍抄本（市に住民登録がない方で本籍を有する場合のみ必要）	・ 申請者の住民票の写し（市に住民登録がない方のみ必要）及び火葬許可証の写し
焼骨所持	・ 申請者の住民票の写し（市に住民登録がない方のみ必要） ・ 火葬許可証、改葬許可証、又は埋蔵・収蔵証明書のいずれかの写し ※ 申請者が市に住民登録又は本籍がない場合は、死亡者の住民票の除票の写し(住民登録ありの場合)又は除籍抄本の写し(同なしの場合)	※ 本市に住民登録がない方で、本籍を有する場合は、次の書類も必要です。 ・ 戸籍抄本 ・ 代理人届（代理人の署名が必要）

- このほか、使用許可申請書等の作成及び使用許可申請に係る同意書に署名・押印いただきます。
- 除籍謄本等については、本庁市民課又は各支所、サービスセンターの窓口で申請してください。また、申請の方法については、担当の窓口までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】いわき市市民協働部 生活安全課 ☎0246-22-7446（直通）